

中央都税事務所からの要望

固定資産税関係

要望事項① 納税義務者が、都内に住所等を有しない場合、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定める必要があります（地方税法第355条第1項、都税条例第125条第1項）。

しかし、近年、外国に住所を有する、または外国へ転居する固定資産税、不動産取得税の納税義務者が増加している状況において、納税管理人の申告がなされない事案が増えています。こうした場合、納税通知書を不動産登記簿上の外国住所に送付する必要がある、または送付先が不明となる等、適正、公平な賦課徴収に支障をきたしています。

こうしたことから、税務に携わる皆さまに都税の納税管理人制度をご理解いただくとともに、外国に住所を有する顧客へご案内いただければ幸いです。

(固定資産税課)